

# ベビーカー貸出サービスに係る利用規約

2024年6月24日

公益財団法人神戸市公園緑化協会

## 【利用規約】

利用者は、本サービスの利用申込みをするときは、本規約を承諾のうえ「ベビーカー利用券」を購入し、利用券と引換えにベビーカーを1台借り受けます。

## 【利用時間】

王子動物園の開園時間内に限ります。御利用は貸出し当日1回のみとし、閉園時刻までに返却してください。

## 【貸出】

券売機により「ベビーカー利用券」(1回につき300円とします。)を購入し、利用券裏面に御氏名を記入のうえ、利用券と引換えにベビーカー1台の貸出しを受けてください。

また、受取りの際には、操作機能の確認をお願いいたします。

## 【返却】

御利用の終わったベビーカーは、貸出し場所まで返却してください。

利用期間終了後も返却がない場合は、代替品購入費用相当額をお支払いいただきます。

## 【故障・不具合】

御利用中に故障、不具合があった場合は、御自身で貸出場所まで返却してください。同種同等の代替品を貸し出します。代替品がない場合は、利用料300円を返却いたしますので御了承ください。

利用者の故意、通常とは異なる用法による使用又は使用上の不注意により生じた損害については、当方では一切責任を負いません。また、御自身で修理されても当方では代金を負担しかねますので御了承ください。

## 【盗難・紛失】

ベビーカーの盗難・紛失があった場合は、速やかに貸出し場所に連絡し、盗難・紛失の場所、状況等を報告してください。また、代替品購入費用相当額をお支払いいただく場合があります。

## 【事故】

御利用中のベビーカーで事故があった場合は、法令で定められた処置をとるとともに、当方の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者自らの責任において事故の解決にあたるものとします。

## 【禁止事項】

利用者は次の行為をしてはいけません。

- (1) 王子動物園外での使用
- (2) 譲渡、質入、転貸
- (3) 危険箇所、不適切な場所での利用
- (4) 歩行者やその他の障害となる行為
- (5) 構造、装置又は外装を改造、変更すること
- (6) ベビーカーを営業目的に使用すること

以上